

議案第 36 号

東郷町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

東郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 8 年 6 月 1 日 提出

東郷町長 石 橋 直 季

説 明

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い必要があるからである。

東郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

東郷町消防団員等公務災害補償条例（昭和43年東郷町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第18条中「315,000円」を「33万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東郷町消防団員等公務災害補償条例第18条の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた東郷町消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。

議案の概要

1 改正理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部改正に伴い必要があるからである。

2 改正内容

非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額を315,000円から330,000円に引き上げること。（第18条関係）

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行すること。
- (2) 施行日前に支給すべき事由が生じた場合の葬祭補償について、経過措置を設けること。